

## 平成 25 年度政府統計共同利用システム利用料金について

平成 24 年 月 日  
統計調査等業務最適化推進協議会決定案

統計調査等業務の業務・システム最適化計画（2006 年（平成 18 年）3 月 31 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づく 2013 年度（平成 25 年度）の政府統計共同利用システムの運営に関し、各府省等が負担する利用料金は、下記のとおりとする。

### 記

1. 政府統計共同利用システムの運営に要する費用のうち、システムの運用・保守に要する経費を各府省等が負担する利用料金の対象とする。
2. 政府統計共同利用システムの各府省等の利用料金（年額）は、別紙の各指標に基づく算定基礎数の合計について次表に掲げる区分に該当する料金基礎額とする。

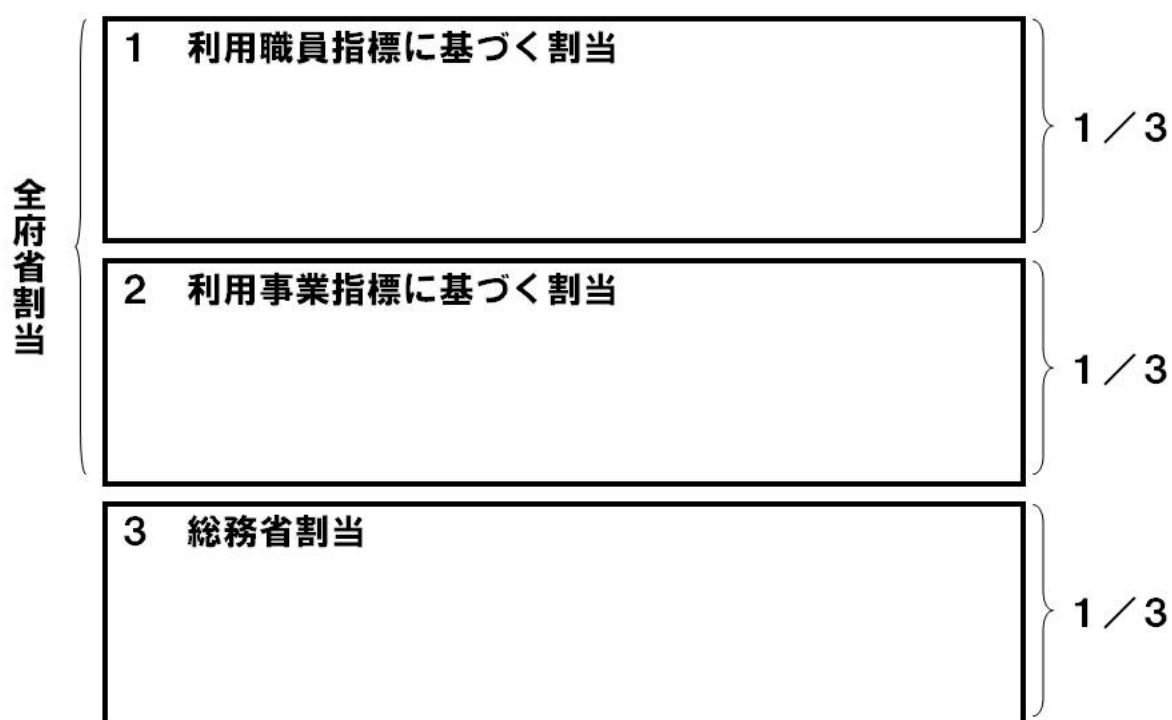
区分	算定基礎数	料金基礎額
第Ⅰ区分	算定基礎数 300 未満	7,569 千円
第Ⅱ区分	算定基礎数 300 以上 600 未満	22,708 千円
第Ⅲ区分	算定基礎数 600 以上 800 未満	35,323 千円
第Ⅳ区分	算定基礎数 800 以上 1,000 未満	45,415 千円
第Ⅴ区分	算定基礎数 1,000 以上	65,600 千円

3. 総務省は上記 2 に加え、経費の 33% に相当する額を料金基礎額とする。

## 政府統計共同利用システムにおける各府省利用料金の構造

各府省が分担する政府統計共同利用システムの利用料金については、短期的なシステム利用の観点からの費用分担とし、統計調査等業務の特性を踏まえ、及び統計調査等業務の最適化を推進する観点に立脚しつつ、客観性を有する指標を組み合わせて設定することを基本的な考え方とする。

## 1. 料金構造



## 2. 利用職員指標 統計関係職員数

統計基準年報で公表される国の統計関係職員数（地方支分部局を除く。）による。

区分	職員規模	算定基礎数
Aクラス	職員規模 50 人未満	64
Bクラス	職員規模 50 人以上 150 人未満	256
Cクラス	職員規模 150 人以上 250 人未満	513
Dクラス	職員規模 250 人以上 500 人未満	962
Eクラス	職員規模 500 人以上	1,410

### 3. 利用事業指標

各府省が所管する統計調査に係る客体数を勘案した計数の合計による。

区分	統計調査数規模	算定基礎数
Aクラス	統計調査数規模 50 未満	31
Bクラス	統計調査数規模 50 以上 150 未満	94
Cクラス	統計調査数規模 150 以上 300 未満	252
Dクラス	統計調査数規模 300 以上 450 未満	472
Eクラス	統計調査数規模 450 以上	881

注1) 廃止した統計調査及び今後実施の予定がない統計調査並びに産業連関表の作成のみを目的とした統計調査を除く。

注2) 各統計調査における客体数を勘案した計数は、1回の調査客体数に年間調査回数を乗じ、又は1回の調査客体数を当該周期（年単位）で除して求める年間ベースに換算した換算客体数に応じて次表に掲げる計数を用いる。

区分	統計調査規模	計数
小規模	換算客体数 5,000 未満の統計調査	1
中規模	換算客体数 5,000 以上 50,000 未満の統計調査	10
大規模	換算客体数 50,000 以上の統計調査	40

## 算定基礎数について

## 1. 階級値及び算定基礎総数相当の設定

各指標区分の階級値及び算定基礎総数相当を次のとおり設定する。

## (1) 利用職員指標

各区分の中位数により各区分の階級値を次のように設定する。

区分	統計関係職員規模	階級値	算定基礎 総数相当
Aクラス	職員規模 50 人未満	25	5,000
Bクラス	職員規模 50 人以上 150 人未満	100	
Cクラス	職員規模 150 人以上 250 人未満	200	
Dクラス	職員規模 250 人以上 500 人未満	375	
Eクラス	職員規模 500 人以上	550	

## (2) 利用事業指標

各区分の中位数により各区分の階級値を次のように設定する。

区分	統計調査数規模	階級値	算定基礎 総数相当
Aクラス	統計調査数規模 50 未満	25	5,000
Bクラス	統計調査数規模 50 以上 100 未満	75	
Cクラス	統計調査数規模 100 以上 300 未満	200	
Dクラス	統計調査数規模 300 以上 450 未満	375	
Eクラス	統計調査数規模 450 以上	700	

## 2. 算定基礎数

1に基づく各府省の階級値を指標別に合計し、各指標の算定基礎総数相当を当該階級値合計で除して係数を求め、これに各階級値を乗じて正規化し、各区分の算定基礎数とする。

政府統計共同利用システムについて（概略）

○ 政府統計共同利用システム

電子政府構築計画に基づく府省共通システムの一つとして、「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」（平成 18 年 3 月 31 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき整備された各府省共同利用型のシステム

○ 開発経費

平成 18 年度 806,150 千円（予算額）

平成 19 年度 699,760 千円（予算額）

○ 運用経費

平成 20 年度 753,082 千円（予算額）

平成 21 年度 747,845 千円（予算額）

平成 22 年度 747,845 千円（予算額）

平成 23 年度 673,061 千円（予算額）

平成 24 年度 737,901 千円（予算額）

平成 25 年度 681,601 千円（概算要求額）

※ 利用職員指標、利用事業指標等に基づく予算枠の貸借による総務省一括要求

○ 政府統計共同利用システムの更改

平成24年度			平成25年度以降		
政府統計共同利用システム(第1期)					
運用(24年12月まで)					
政府統計共同利用システム(第2期)					
			試行運用		
			運用(25年1月から)		

## 府省共通システムに係る 25 年度概算要求に際しての考え方について

平成 24 年 8 月 17 日

内閣官房 IT 担当室  
電子政府推進管理室

## 1. 基本的考え方

府省共通システムのうち、開発経費または運用経費を関係府省で分担するシステムについては、原則として、各システムの連絡協議会等の場において決定された負担の考え方に基づいて、各関係府省が応分の負担を行う形式で概算要求を行っているところであるが、25 年度概算要求に向けた作業が円滑に行われるよう、基本方針を改めて示す。

なお、ここに示す方針はこれまでの考え方を整理したものであり、各システムの特性等に応じて、これによらない方式を採用することを妨げるものではない。

## 2. 25 年度概算要求に際しての考え方

## ① 経費負担の考え方（分担割合）

各関係府省に応分の負担を求める場合の分担割合は、受益者負担が正しく行われていることの対外的な説明責任を果たす観点から、システムの利用状況等を反映したものとすること。

また、負担を求める府省等の範囲は、原則として、利用するすべての機関・会計等からその利用に応じた負担を求めること。その際には、一部の府省のみ特別会計に計上するなどのアンバランスが生じないように、システムごとに統一した取扱いを行うこと。

## ※ 特別会計の負担について

特別会計は、特定の行政目的を達成するためにその目的に応じ区分整理する必要から設置されていることに鑑みれば、各システムの特性に依拠して、特別会計からの応分の負担を求めるべきものについては、適切に各特別会計に計上し、事務委任によって予算執行することとする。

## ② 概算要求方式（担当府省一括要求、関係府省分割要求 etc）

## (ア) 分担額を各関係府省等においてそれぞれ分割して要求する場合

関係府省からの応分の負担を求める府省共通システムのうち、各関係府省に予算計上し、それぞれ予算執行（事務委任を含む。）するシステムについては、当該システムに係る概算要求は、一般会計・特別会計ともに各府省、各特別会計において、それぞれ行う。

(イ) 分担額を関係府省からの枠貸借により担当府省において一括要求する場合

関係府省からの応分の負担を求めるシステムのうち、担当府省が一括して予算計上・執行するシステムについては、当該システムに係る一般会計分の概算要求は、概算要求枠の貸借により、担当府省が一括して行う。(ただし、特別会計からの枠貸借はできないため、特別会計において負担すべき金額については、各特別会計でそれぞれ概算要求を行う。)

### 3. 要求枠の貸し借り

24年度概算要求時に行われた要求枠の貸し借りの精算及び25年度概算要求枠の貸し借りについては、以下の手順により行うこと。

(手順1) 24年度の貸し借りについては、これを24年度予算に計上された金額に要求時の分担率を乗じた額で返済する。

(手順2) 25年度概算要求枠の貸し借りを行う必要がある場合には、25年度の分担率に基づいて、改めて概算要求枠の貸し借りを行う。

上記の枠精算及び枠貸借についての金額は、25年度概算要求額の「概算要求枠」が移動することとなるので留意すること。

また、これらの処理は、金額の大小や25年度が国庫債務負担行為の歳出化額であることにかかわらず必ず行うこと。

なお、25年度概算要求枠の貸借については、各システムの連絡会議等の場で調整し、全体が決定された段階で内閣官房より関係する全府省等に通知する予定である。

### 4. 運用段階における枠貸借の精算

機器借料等の運用経費は、その性質上、機器類の借上げ期間を通じて平準化されると想定される。従って、運用経費の枠貸借の精算については、事務煩雑化回避の観点から、原則として、次期運用機器更新年度に行う。

また、分割要求を行った場合であっても、事務の煩雑化を回避するため、当該機器の借上期間は分担額の見直しは原則として、行わない。ただし、システムの特性上、各年度において精算が必要であると関係府省間で合意している場合は、この限りではない。

### 5. 国庫債務負担行為の活用

ソフトウェア開発や機器借上等複数年度に亘る契約を結ぶことが望ましいものについては、国庫債務負担行為を原則として活用する。その際、特別会計による分担など分割要求において国庫債務負担行為を活用した場合には、翌年度以降の歳出化額が固定されることに留意すること。

6. 調整に当たっての留意事項

25年度概算要求に係る関係府省との調整に当たっては、以下の点に留意の上、実施されたい。

① 概算要求枠の貸借については、その重大性を考慮し、担当府省においては、次の諸点に留意の上、概算要求額が過大とならないよう、真に必要な金額等を調整し要求されたい。

- 要求の前提となる要件定義等各府省間における各種仕様等の調整・確定
- 関連する府省共通システム等との間の要求整合性
- システム利用件数や予算執行状況等実績
- 上記のほか、第三者機関等の評価結果

また、関係府省の予算担当部局においては、府省共通システムが関係府省共同で利用するシステムであることを踏まえ、金額を含めて御協力願いたい。

② 特に、概算要求枠の貸借を行う府省共通システムのうち、前年度予算額を大幅に上回る概算要求を行うことや概算要求方式又は各府省等の分担割合を定める基準等を見直すことを予定しているシステムについては、各府省における概算要求に係るスケジュールに影響を与えることのないよう、担当府省及び関係府省が協力して、建設的な協議を前広に行われたい。

③ 東日本大震災復興特別会計に対しては、平成24年4月24日付内閣官房IT担当室事務連絡にて示しているとおおり、府省共通システムの経費についての負担を求めないことが適当であるとの考え方により、各府省共通システム担当におかれては、遺漏無きよう取り扱われたい。

④ 特別会計改革の基本方針(平成24年1月24日閣議決定)により、複数の特別会計において廃止及び統合が予定されているところ、25年度概算要求に当たっては、別添の考え方により、適切に対処されたい。

⑤ なお、関係府省との調整状況等については、当室から必要に応じ照会させていただくこととするが、担当府省においても、適時適切に、当室に報告されるようお願いしたい。

( 以 上 )